

環境厚生委員長報告

令和6年2月定例会

環境厚生委員長報告をいたします。

環境厚生委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例」など条例案13件、「権利の放棄について」の一般事件案1件、「令和6年度島根県一般会計予算」など予算案11件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第38号議案「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」、第84号議案「島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例」及び第85号議案「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例」の条例案3件、第4号議案「令和6年度島根県一般会計予算」、第10号議案「令和6年度島根県国民健康保険特別会計予算」及び第18号議案「令和6年度島根県病院事業会計予算」の予算案3件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった議案のうち、主なものについて報告します。

第4号議案及び第10号議案については、介護保険及び国民健康保険の保険料が高いため滞納者が発生し、通常保険証を取り上げられる事態が生じているので、保険料を引き下げるための予算をもっと増額すべきとの理由から反対であるとの意見がありました。

また、第84号議案及び第85号議案については、いずれの議案についても人員の配置基準が緩和されることにより、利用者のサービス低下や職員の負担増につながる恐れがあるとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、いずれの議案も賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第4号議案「令和6年度島根県一般会計予算」のうち、健康福祉部所管分についてであります。放課後児童クラブの学習習慣の定着支援対策について、委員から、低学年の時期からの取組は学力向上のために非常に重要なことであるので、引き続き、教育委員会と連携して、しっかりと取り組んでほしいとの意見がありました。

また、令和6年4月に勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制が開始される「勤務医の働き方改革」について、委員から、県内医療機関の準備状況について質問があり、執行部からは、上限を超える見込みの病院については、特例水準が適用されることとなっており、それ以外の病院については上限を超えないよう運用を見直されているなどの回答がありました。

次に、環境生活部所管分についてであります。県立美術館の葛飾北斎の浮世絵コレクションについて、委員から、観光資源としても非常に魅力のある美術品であるので、屋外でのインスタレーションアートとしての活用も検討してほしいとの意見があり、執行部からは、商工労働部とも連携を図りながら、コレクションを活用した誘客促進に取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、病院局所管の第52号議案「島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例」では、委員から、県立病院に県内の人材が集中することが想定され、県西部や中山間地域の病院での人材確保が非常に困難となることが懸念されるとの意見がありました。これに対して、執行部からは、県立病院の機能をしっかり維持していくことが前提ではあるが、地域医療支援の役割も考慮する必要があるとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

新規に提出された請願第7号は、マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、申請者の任意の判断に基づくことを明確にすること、現行の健康保険証の廃止を撤回し存続させることについて、国への意見書提出を求めるものであります。

委員からは、同カードでの健康保険証利用率は非常に低く、国民に理解されていない制度であり、現行の健康保険証を存続させるべきとの理由から、本請願に賛成するとの意見がありました。一方、別の委員からは、同カードの取得及び健康保険証利用登録は申請者の判断に基づくものであり、また、その普及は、国民の利便性向上や行政効率化など、今後の日本社会を支える重要なデジタル基盤であり、本請願は不採択とすべきとの意見がありました。最終的には、挙手採決の結果、賛成少数により、「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

同じく新規の請願第9号は、帯状疱疹予防ワクチンの接種に係る公費助成制度の創設、及び予防接種法に基づく定期接種化について、国への意見書提出を求めるものであります。

本請願については、発症予防の必要性や接種費用が高額であることなどの趣旨は

理解できるので、全会一致をもって「採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、この請願にかかる意見書については、後ほど久城議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、健康福祉部所管事項についてであります。

委員から、放課後児童クラブについて、国において、こども未来戦略が策定され、常勤職員配置に一定の改善が見られたが、組織としては、まだ脆弱であるとの意見がありました。こうした意見を踏まえ、当委員会としても、支援員の体制と処遇の改善や、開設・運営に対する支援制度の充実を国に対して要望すべきとの結論に至り、全会一致をもって意見書を提出すべきとの結果でありました。

なお、この意見書については、後ほど久城議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

また、知的障がいのある方の保護者団体から、経済的負担の実情を聞き取ったことを踏まえ、福祉医療費助成制度の改善を提案し、そのとりかかりとして実態調査の実施を要望していた件について、現時点での検討状況を質問したところ、執行部からは、障がいのある方の生活上の様々な課題への対応は、本来国が障がい者施策として実施すべきと考える。よって、国に障がいのある方への福祉サービスなどの充実を要望する上で、具体的な要望内容を整理する必要があるため、関係団体に対し調査を実施したいとの回答がありました。

最後に、子育て世代への支援の拡充について、本委員会の調査結果について報告いたします。

2月定例会初日の知事施政方針において、知事より、県内全域での医療費助成の対象拡充や新たな子育て支援施策の充実に、県と市町村で取り組みたいとの考え方が示され、県議会の意見を求められました。

2月15日及び3月7日に執行部からの説明を受け、質疑を行ったところ、全般として、方向性や取組姿勢については評価するとの意見でありました。

一方で、委員からは、基本的なサービスである医療費助成については、本来は国がやるべきことであるため国に要望すべきであるとの意見がありました。これに対し、執行部からは、本来、国全体で統一的に制度設計等されるべきであるため、国に対してしっかりと要望していきたいとの回答がありました。

また、委員からは、子ども医療費の全市町村での無償化や自己負担を求めるのであ

れば市町村で差が生じないようにすること、今回の支援の拡充で必要となる財源は福祉など県民生活に直接関わる分野や中小企業の経営支援に関わる分野などから捻出しないことの要望がありました。これに対し、執行部からは、無償化等については受益と負担の公平性や医療費適正化の観点や更なる財源の確保が必要であること等から慎重な検討が必要であり、財源については、特定の事業の見直しではなく、県予算全体のスクラップアンドビルドや財源確保で捻出すると回答がありました。

また、委員からは、県は厳しい財政状況の中から多額の財源を捻出するものであるため、制度拡充により押し出される財源は、子育て支援策に活用されるよう市町村にしっかりと周知すべきとの意見がありました。

その後、今回知事から意見を求められた子育て世代への支援の拡充について、本委員会としての結論を諮った結果、全会一致により、了とすることを決定いたしました。

また、子育て世代への支援の拡充について、審査・調査を通して議論を重ねた環境厚生委員会の一員として、次の点を知事及び執行部に要望するものであります。

1. 子ども医療費助成の拡充について、国に対して引き続きしっかりと要望すること。
2. 県は厳しい財政状況の中、多額の財政負担をすることを踏まえ、高校生の医療費助成に既に取り組みされている市町村、未実施の市町村のいずれも、県の支援により押し出される財源を既存事業に充当するのではなく、市町村の実情に応じた新たな子育て支援策、これには既存の子育て支援策の拡充を含むものとし、これに活用すること。

以上、環境厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。